

中村学園大学(含む短期大学部)学友会館規程

昭和 54 年 12 月 15 日制定

第 1 条 本学に学友会館(以下「会館」という。)を置く。

2 この規程で会館とは、学友会館、体育館部室をいう。

第 2 条 会館は、課外における学術文化活動及び体育活動を助成し、学生相互及び学生と教職員との接触を深め、もって学生の人格の形成に寄与することを目的とする。

第 3 条 会館に館長を置き、学生委員長をこれにあてる。

2 館長は、クラブ等顧問及び関係部との連携をはかりながら、会館の管理運営業務を統轄する。

第 4 条 会館に会館主事を置き、学生部課長をこれにあてる。

2 館長は必要に応じて、前項について代行者を指名することができる。

3 会館主事は館長の命を受け、会館の事務を処理する。

第 5 条 会館の管理運営に関する重要事項は、学生委員会で審議し、学長が決定する。

第 6 条 館長は、会館の使用が第 2 条の目的に反するときは、学生委員会に諮り、その使用を中止させることができる。

第 7 条 会館の使用に関し必要な事項は、別に定める。

第 8 条 この規程の改正は、学生委員会の提案に基づき、教授会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。